

**令和8年4月1日開設
認可保育所の設置・運営に係る提案**

【令和6年8月1日掲載】

江戸川区

1. 趣旨

本区では、少子化の進行により子どもの数は減少していますが、女性の社会進出により保育需要は年々増えており、また、令和8年度より「こども誰でも通園制度」が始まることから、更に保育需要が拡大となる見込みです。そこで、保育の質を確保しつつ、多様な保育需要に対応するため、「**令和8年4月1日開設**」に向け、賃貸物件を活用した認可保育所を設置・運営する事業者（以下「保育事業者」という。）を募集します。

なお、保育事業者の選定に当たっては、提案内容、実績、経営状況等を総合的に審査します。

2. 募集内容

(1) 募集地域・募集施設数

地域	地名（エリア範囲）
篠崎駅圏内 (1園～2園)	鹿骨2丁目、上篠崎4丁目、谷河内1丁目～2丁目、 篠崎町1丁目（1番、2番、7番～15番、23番～29番、32番、33番） 篠崎町2丁目（1番～59番）、篠崎町5丁目（2番～14番） 篠崎町6丁目（1番～13番、18番～23番）、篠崎町7丁目～8丁目 南篠崎町4丁目（7番～14番、22番～26番）、瑞江1丁目（1番～21番）
葛西駅圏内 (1園)	中葛西3丁目～6丁目、中葛西8丁目、東葛西2丁目 東葛西4丁目（1番～38番）、東葛西5丁目～7丁目 東葛西8丁目（1番～22番、34番～41番）
小岩駅圏内 (1園～2園)	西小岩1丁目、南小岩6丁目～8丁目
京成小岩駅圏内 (1園)	北小岩2丁目、北小岩3丁目（1番～14番）、北小岩5丁目 北小岩6丁目（1番～2番、9番～19番、31番～39番、47番～50番） 北小岩7丁目（1番～3番、13番～18番、22番～26番、28番～29番）
上記エリア以外は、今回の募集では対象外となります。	

<立地選択上の注意>

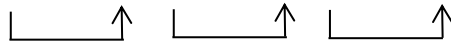
- 既存の認可私立保育園から、駅前を除き概ね「100m以上」離れる立地としてください。
参考：[江戸川区認可保育施設一覧](#)・[保育施設MAP](#)
- 敷地から公道に出る避難通路が「2か所2方向」確保できる立地としてください。原則、2つの公道に避難できることが望ましいですが、1つの公道で2か所となる場合は、2か所の間が10m以上離れることを確認してください。
※10m以上離れることができない場合は、提案をお受けできません。提案書類においても、避難位置が基準を満たしていることが分かるようにしてください。
※私道や隣地の通路等を避難経路として使用する場合には、必ず事前に報告してください。
- 園庭の設置は必須ではありません。この場合、代替遊戯場の設定が必要です。
※代替遊戯場は、保育所から安全に移動することが可能であり、徒歩で概ね5分以内が望ましいです。また、水飲み場とトイレが設置されている必要があります。

(2) 定員設定

- ・定員設定は0歳児からとし、合計60名以上としてください。(0歳児の設置は必須とします。)
- ・1歳児、2歳児で新規受入れができる設定としてください。

【定員設定例1】

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
3名	10名	12名	13名	13名	13名	64名



(7名の新規受入れ) (2名の新規受入れ) (1名の新規受入れ)

【定員設定例2】

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
6名	10名	12名	12名	12名	12名	64名



(4名の新規受入れ) (2名の新規受入れ)

(3) その他

- ・「こども誰でも通園制度」については、原則、実施してください。また、確実に事業を実施できるよう、「余裕活用型」以外の実施方法での提案としてください。
- ・本区では、保育の質向上への取り組みの一環として、区の保育のあるべき姿を具体的かつ明確なものとした「[江戸川区保育の質ガイドライン](#)」を策定しています。保育の実施にあたっては、このガイドラインに沿った保育を実施してください。
- ・子どもの権利に関する本区の基本的な考え方を示した「[江戸川区子どもの権利条例](#)」では、子どもが育ち学ぶ施設の関係者の役割について規定しています。条例の趣旨を理解するとともに、子どもの最善の利益の実現に努めてください。
- ・障害児や医療的ケア児等の積極的に受け入れる提案に対しては、評価を加味します。

3. 応募資格

(1) 江戸川区の認可保育所認可基準*を満たす見込みがあること

*江戸川区児童福祉施設の整備及び運営の基準に関する条例、江戸川区保育所設置認可等事務取扱要綱、江戸川区保育所設備・運営基準解説

(2) 事業者の要件

法人格を有しており、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県で、以下のいずれかの施設を「3年以上」運営していること。(令和6年4月1日現在)

- (ア) 認可保育所 (イ) 認定こども園
(ウ) 自治体の認証又は認定を受けた保育施設 (エ) 小規模保育事業

(3) 保育施設の運営を適正に行っていること

法人が運営している保育施設等において、所管庁が実施する直近の監査、指導検査で重大な文書指摘を受けていないこと。

4. 問合せ

問合せは「3. 応募資格」を有する『**保育事業者**』の方に限定します。

設計会社、不動産業者等の問合せはお断りします。

また、土地・施設所有者の資産活用の選択肢の一つとして検討段階での提案はお断りします。**保育事業が確実に実施できること**を前提とした提案としてください。

5. スケジュール

下記選定日程で、江戸川区が提出資料及び現地の確認・既存園の視察・ヒアリング等を行い、保育事業候補者を選定します。同地区で複数の提案があった場合は、総合的に判断し、優先順位を決めます。

内 容	期 間 等
募集開始	8月 1日 (木)
応募申込書類の提出期限	11月 1日 (金) 17時必着 (郵送可)
提案書類の提出期限	11月 18日 (月) 17時必着 (郵送・メール可)
既存園視察	11月 20日 (水) ~ 11月 29日 (金) ※予定
ヒアリング	12月中旬
保育事業者選定	12月下旬

6. 応募方法

(1) 書類の提出期限等 ※①の提出時に②を合わせて提出いただいても構いません。

① 応募申込書類 令和6年11月 1日 (金) 17時必着 (郵送可)

② 提案書類 令和6年11月 18日 (月) 17時必着 (郵送・メール可)

※提案案件については、可能な限り、事前に区へご説明いただきますよう、お願いします。

なお、書類の提出期限の直前は大変混み合うことが予想されます。来庁日程の調整はメールによるものとし、①の応募申込期限の1週間前までにはご連絡をいただきますようお願いいたします。

(2) 提出書類

①応募申込書類 正本 1部

(ア) 応募申込兼誓約書【様式第1号】

(イ) 計画概要書(事前協議)【様式第2号】

- ・施設の案内図 (駅、周辺環境、近隣公園等を入れること)
- ・施設の配置図 (隣地の状況等がわかるもの)
- ・施設平面図 (有効面積と必要面積や保育室に設置した棚等も記載してください。)
- ・避難経路を示した平面図 (「2か所2方向」の避難経路を記載)
- ・施設の予定地の写真

②提案書類 正本 1部、副本 9部

※書類の体裁については、「提出にあたっての留意事項」を確認ください。

※財務関係書類を除き、データでもご提出ください (添付書類含む)

(ア) 法人に係る調書【様式第3号】

- ・法人パンフレット又は法人の概要がわかる資料
- ・運営施設一覧 (様式第3号別紙、様式第3号別紙②)

- ・現在運営している認可保育所の運営内容を紹介するパンフレット、入所案内のしおり等
- (イ) 計画概要書【様式第4号】 ※添付書類は変更がない場合は再提出は不要
 - ・施設の案内図（駅、周辺環境、近隣公園等を入れること）
 - ・施設の配置図（隣地の状況等がわかるもの）
 - ・施設平面図（有効面積と必要面積や保育室に設置した棚等も記載してください。）
 - ・避難経路を示した平面図（「2か所2方向」の避難経路を記載）
 - ・建物の貸借見込みを証する書類
- (ウ) 認可保育所運営にあたっての考え方【様式第5号】
 - ・根拠資料等
- (エ) 近隣住民等説明状況報告書【様式第6号】
 - ・近隣説明を実施した範囲が分かる住宅地図等及び説明に使用した資料
- (オ) 財務関係書類
 - ・本整備計画にかかる収支予算書
 - ・設置計画園の開園後5か年（令和8年4月～令和13年3月）の収支予算書
 - ※収入と支出(下記参照)の項目に分け、それらの差引額を記載してください。
 - （収入）大項目を委託費収入、その他に分類した上で、内訳を記載してください。
 - （支出）人件費：職員給与、法定福利費、退職金関係費(退職共済掛金、退職引当金等)
 - 管理費：土地建物賃借料、リース料、修繕費又は修繕積立金等固定的経費
 - 事業費：給食費、保育材料費、保険料など保育に係る経費のほか、職員研修費や旅費
 交通費、広告宣伝費等その他すべての経費
 - ※借入がある場合は返済額を記載してください。
 - ※収入（委託費収入等）の積算に用いた入所率を記載してください。
 - ・設置者全体の開園後5か年（令和8年4月～令和13年3月）の収支（損益）予算書
 - ※設置者が行う事業全体について、損益計算書をベースに作成してください。
 - ・直近3年間の決算報告書
 - ※監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類も添付してください。
 - ・設置者全体の今後5か年の借入金等返済（償還）計画書
 - ※設置者全体の借入金について、金融機関等別の借入金等の内容、完済（償還）予定年月、年間返済（償還）予定額（元本と金利）を記載してください。
 - ※当該園の設置に係る借入金について分かるように記載してください。
 - ・預貯金の残高証明書

(3) 提出書類についての留意事項

- ・保育室の面積については、のびのびとした保育環境が提供できるように、基準面積の限度いっぱいには定員を設定するのではなく、原則、1名以上分の余裕をもった面積としてください。
- ・子どもがおもちゃを自由に手に取ることができ、主体的に遊ぶことができる保育環境となるよう、保育室にはおもちゃ棚を必ず設置してください。
- ・園庭（基準面積に満たない場合を含む）や遊戯スペースの設置など、より良い子どもの保育環境づくりのための工夫があれば、ご提案ください（任意様式）。評価を加味します。
- ・区の選定後の平面図プラン変更は、原則認められないため、建物の構造や駐車場等の外構部分も含めて十分に検討をしてください。

7. 補助概要

掲載内容は概要となります。要綱名を掲載しておりますので、詳細については、区HP例規集にてご確認ください。

ただし、掲載内容は現時点のものとなります。各補助制度は国・都の補助制度を前提としているため、整備年度・開設後の補助内容を保障するものではありません。今後改正や見直しがあった場合には補助率や補助金額の減額等の可能性があります。あくまでも目安としてご検討ください。

例規集 <https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e009/kuseijoho/kojinjoho/reiki.html>

I 施設整備費

賃貸物件による施設整備費

○江戸川区認可保育所設置促進事業等補助要綱 令和5年度要綱

下記①～③の区分ごとに算出した総額（積み上げ）

① 施設整備費（内装工事）

以下の金額を比較し、いずれか少ない金額を補助基準額として「8分の7」を乗じた額

- (a) 施設改修に係る補助対象経費のうち、設置者の実支出額
- (b) 定員区分に応じた金額（※一部抜粋）

定員区分	金額
定員 41～70 名	182,100 千円
定員 71～100 名	236,550 千円
定員 101～130 名	284,700 千円

※補助対象経費：工事費及び設計に係る経費

なお、補助の対象工事は、建物の内装工事のみとなり、躯体に係る工事は対象外となります。

② 物品費（備品）

消耗品を除き、購入に係る補助対象経費（①の補助基準額に40分の1を乗じて得た額が上限）に8分の7を乗じた額

③ 建物の賃借料補助

「内装工事の着工日」から保育所開設日の前日までの賃借料補助

以下の金額を比較し、いずれか少ない金額に「8分の7」を乗じた額

- (a) 家賃（10か月の範囲内で、開園日の前日まで）＋礼金（月額家賃の最大2か月分まで）
- (b) 41,000 千円

【試算例】

60名定員の保育所

（①でbに該当、8月より家賃1,000千円／月が発生の場合）

① 182,100 千円 × 7/8 = 159,337 千円	} 172,070 千円（補助額）
② 182,100 千円 × 1/40 × 7/8 = 3,983 千円	
③ 1,000 千円／月 × (8か月 + 2か月) × 7/8 = 8,750 千円	

II 運営費補助

(1) 江戸川区の運営費補助（委託費独自加算）

○江戸川区私立保育所経費加算要綱

① 人件費加算

区分	趣旨	単価	備考
(ア) 看護師配置加算	看護師等の配置に要する経費	①月額 499,700 円 ②月額 248,950 円	①常勤、②非常勤
(イ) 調理員増配置加算	調理員の増配置に要する経費	①月額 361,300 円 ②月額 180,100 円	①常勤、②非常勤 0歳児定員が6名以上 1名分を上限とする
(ウ) 11時間開所加算	保育士の配置に要する経費	月額 455,800 円	定員 60 人以下 常勤 1 名まで 定員 61 人以上 常勤 2 名まで
	パート保育士の配置に要する経費	月額 106,740 円	朝夕の園児数から必要人数を算定
(エ) 産休等代替職員加算	代替職員の配置に要する経費	日額 8,910 円	代替職員 1 人あたり
(オ) 職員処遇加算	職員の研修、被服等のための経費	月額 5,000 円	基準職員 1 人あたり
(カ) 処遇改善加算	処遇改善のための経費	月額 10,000 円	常勤保育士、看護師 1 人あたり

② 運営費加算

区分	単価	備考
(ア) 一般保育所対策費加算	要綱別表による	毎月初日の園児数により算定
(イ) 行事等保育内容充実費加算	3歳未満児 月額 5,150 円	毎月初日の園児数により算定
	3歳以上児 月額 2,880 円	
(ウ) ごみ処理経費加算	2歳未満児 月額 500 円	紙おむつの処理経費 毎月初日の園児数により算定
	2歳児 月額 250 円	
(エ) 副食費加算	月額 4,800 円	公定価格の徴収免除対象者以外の3歳以上児の副食費

③ 施設加算

区分	単価	備考
(ア) 保育振興費加算	下記のいずれか高い額 ① (3歳未満児定員×3,500円×12月) + (3歳以上児定員×2,700円×12月) ② (3歳未満児在籍児×3,500円×12月) + (3歳以上児在籍児×2,700円×12月)	4月に年額を支弁

④ 特別事業加算

区分	単価	備考
(ア) 障害児保育加算	月額 106,740 円	区が認定した障害児 1 人あたり

○ 江戸川区私立保育所延長保育補助要綱

延長保育を実施するにあたり、以下の経費に対し補助を行う

- ① 保育士の配置費・・・延長保育を実施する時間に保育士を配置するための経費
- ② 補助費・・・児童の補食、暖房及び教材等に要する経費

標準時間認定延長保育（延長1時間の補助基準額）

延長児童数	補助額（月額）	人数加算	（さらに1時間延長したときの補助基準額）
1人	110,150円	0	25,750円
2人	114,150円	0	25,750円
3人	221,180円	0	25,750円
4人	225,180円	0	25,750円
5人	229,180円	0	25,750円
6人	435,240円	14,280円	30,900円
7人	435,240円	28,630円	36,050円
⋮	⋮	⋮	⋮
30人	435,240円	357,600円	154,500円

短時間認定延長保育

延長時間区分	短時間認定児1人当たり年額
1時間	18,800円
2時間	37,600円
3時間	56,400円

○ 江戸川区私立保育所一時保育補助要綱

一時保育を実施するにあたり、以下の経費に対し補助を行う

- (1) 保育士の配置費・・・一時保育を実施するために保育士を配置するための経費
- (2) 実績加算・・・利用児童の増加に応じて必要となる経費

区分	保育士の配置費	実績加算
一時保育専用室実施保育所	月額320,220円	4時間を超える利用1件当たり 2,000円
一時保育スペース実施保育所	月額213,480円	4時間以内の利用1件当たり 1,000円

○ 江戸川区保育所等賃借料補助金交付要綱

保育所の開設後の運営の安定化を図るため、開設後5年以内の賃借料（礼金を含み、敷金を除く）の一部を補助する。

※実支出額と下表の補助基準額を比べて少ない額に8分の7を乗じて得た額

開設後年数	補助基準額（年額）
1年目	15,000千円
2年目	15,000千円
3年目	15,000千円
4年目	7,500千円
5年目	7,500千円

但し、公定価格の賃借料加算や同種の補助金を受けている場合は、その額を除く。

(2) 保育士確保の取り組み

※区HP <https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e047/kosodate/kosodate/oshigoto/hoikushishien.html>

○月額 82,000円を上限に家賃補助

内 容	保育従事職員向けに宿舍・住戸を借り上げた事業者に対する家賃補助
補助基準額	月額82,000円の範囲内 (園が保育従事職員から自己負担を徴収する場合はその金額を除く)
補助率	8分の7
補助対象者	常勤の「保育士」及び「看護師」

○月額50,000円の処遇改善給与加算

補助額：(区独自補助：1万円+都キャリアアップ補助：4万円)

○勤務5年ごとの節目に100,000円の報奨金支給

○保育士を確保するための取り組みに対する補助

補助額：上限20万円 補助率1/2

7. その他

○ 開設までのスケジュール

「令和8年4月1日にむけた認可保育所整備スケジュール」(別紙)を参考にしてください。

なお、選定あたり、既存の運営施設を視察いたします。応募申込の受付後、日時等のご相談をさせていただきますので、視察対象園とのご調整をお願いします。

○ 開園前の入園申込について

入園を希望する保護者に園運営の考え方をご理解いただくため、令和7年10月以降に保育事業者による入園説明会(会場の手配含む)を開催いただきます。また、11月には入園申込の受付会場を設けていただくこととなります。

○ 開園後の事務の協力について

入園に向けた区の利用調整に伴う事務において、区作成の児童名簿等の書類のお渡しや各種情報共有など年間を通じて区職員と園長等とのやり取りがあります。また、利用児童の保護者が区に提出する書類や、区から保護者への通知物などについて、年間を通じて書類の受け渡しの仲介、保管管理、区への送付などの事務をお願いすることがあります。

○ 認可私立保育園園長会への参加について

江戸川区内の認可私立保育園では、全園が参加する「認可私立保育園園長会」を組織し、より良い保育を目指すとともに、全園的な課題に取り組み、また地域貢献活動にも参加しています。江戸川区も園長会とのつながりを重視し、互いに協力し歩んできた長い歴史と子育て文化があります。提案にあたり、園長会への加入及び積極的な参加をお願いすることとなりますのでご理解ください。

8. 問合せ先

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

江戸川区子ども家庭部子育て支援課計画係 担当：鎗田・中里・白井

電話 03-5662-0659 (直通)

E-mail kosodateshien@city.edogawa.tokyo.jp

令和8年4月1日にむけた認可保育所整備スケジュール

	事業者 ⇄ 江戸川区	工事
R6年11月 1日(金) 17時	①応募申込書類 提出期限	
	↓	
R6年11月18日(月) 17時	②提案書類 提出期限	
	↓	
R6年11月20日(水)～11月29日(金) ※予定	③現地確認・既存園視察・ヒアリング	
	↓	
R6年12月下旬	④保育事業者選定	
	↓	
R7年1月下旬	⑤計画承認申請書類提出	※工事について
	↓	区から補助を受ける場合は、入札方法・工事(実施設計含む)開始のタイミングなど、一定の制限があります。区が指示いたしますので、ご承知おきください。
R7年3月	⑥計画承認	
	↓	⑦建築確認申請
	↓	↓
		⑧入札
		↓
		⑨工事開始
	↓	↓
R7年10月	⑩入園説明会	
R7年11月	⑪入園受付	
	↓	
～R8年1月末	⑫認可申請書類提出	⑬工事終了
	↓	
～R8年2月	⑭施設検査	←
	↓	
R8年3月	⑮認可承認	
	↓	
R8年4月1日	⑯開設	